

令和6～8年度の介護保険料は下記の表のとおりです。

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担の段階設定とするため、9段階から13段階への見直しによる多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等が国から示され、下記のとおり保険料を設定しました。
- 第9期揖斐広域連合高齢者福祉計画・介護保険事業計画により、基準月額は、6,000円（年額72,000円）から6,200円（年額74,400円）になりました。
- 年額保険料の算定において、100円未満の端数が生じた場合は切捨てとなります。

令和6～8年度						令和3～5年度
所得段階	住民税		対象者	保険料率	年額保険料 (円)	年額保険料 (円)
	世帯	本人				
第1段階	全員が非課税	非課税	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受けている人 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.455 (0.285)※	33,800 (21,200)※	21,600
第2段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685 (0.485)※	50,900 (36,000)※	36,000
第3段階			前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.690 (0.685)※	51,300 (50,900)※	50,400
第4段階	世帯員に課税者がいる	課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.900	66,900	64,800
第5段階			前年の合計所得金額が80万円超の人	基準額×1.000	74,400	72,000
第6段階			前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.200	89,200	86,400
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.300	96,700	93,600
第8段階			前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.500	111,600	108,000
第9段階			前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.700	126,400	122,400
以下新設						
第10段階	世帯員に課税者がいる	課税	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.900	141,300	—
第11段階			前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.100	156,200	—
第12段階			前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.300	171,100	—
第13段階			前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.400	178,500	—

※公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額を示したものです。